

○遺失物等の取扱いに関する訓令

平成19年12月 3 日

本部訓令第32号

改正	平成21年12月本部訓令第31号	平成24年 7 月本部訓令第16号
	平成28年 1 月本部訓令第 2 号	平成29年 3 月本部訓令第 6 号
	令和 2 年 3 月本部訓令第 8 号	令和 3 年 3 月本部訓令第 5 号
	令和 5 年 2 月本部訓令第 2 号	令和 6 年10月本部訓令第30号

警察本部

警察学校

各警察署

遺失物等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

遺失物等の取扱いに関する訓令

遺失物の取扱いに関する訓令（平成 4 年広島県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設及び現地指揮所をいう。

- (1) 交番，警察官駐在所及び警備警察官派出所
- (2) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う施設として別表に定めるもの
- (3) 祭礼等の雑踏警備に係る現地指揮所のうち、物件の提出を受ける体制が確保され、物件を適正に保管できると警察署長が認めるもの

（一部改正〔令和 6 年本部訓令第30号〕）

（物件の提出を受ける窓口）

第 3 条 法第 4 条第 1 項又は法第13条第 1 項の規定による提出は、警察署又は交番等において受けるものとする。

（一部改正〔令和 6 年本部訓令第30号〕）

（交番等において物件の提出を受けたときの措置）

第4条 交番等において物件の提出を受け、規則第1条の規定による拾得物件控書及び規則第2条の規定による拾得物件預り書を作成するときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る受理番号及び法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載するものとする。この場合において、受理番号の取得は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 警察署に、提出物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を報告するとともに、受理番号を照会し、取得する方法

(2) 警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務（以下「システム」という。）に、提出物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を登録し、受理番号を取得する方法

2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、別記様式第1号の現金収納袋に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項第1号の規定による報告及び照会は、執務時間（広島県の休日をも定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の8時30分から17時15分までをいう。以下同じ。）中にあっては警察署の会計課長に、それ以外の時間にあっては警察署の当直責任者に対して行うものとする。

（一部改正〔平成21年本部訓令31号・令和2年8号・6年30号〕）

（提出物件に係る調査）

第5条 物件の提出を受けたときは、当該物件を早期に返還するために、速やかに当該物件に関する調査を行うものとする。

（提出物件等の引継ぎ）

第6条 交番等においては、提出物件を拾得物件控書とともに、速やかに警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに当該物件を拾得物件控書とともに、警察署に送付するものとする。

(一部改正〔令和2年本部訓令8号〕)

(施設において拾得された物件の取扱い)

第7条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。
- 3 警察署長は、あらかじめ施設占有者から別記様式第2号の同意書を徴して、第1項に定める取扱いについて同意を得ておくことができるものとする。

(受理番号等を記載した書面等の作成)

第8条 規則第4条第1項の規定による受理番号等を記載した書面等の作成は、警察署又は交番等において、第4条第1項の規定による提出を受けたときに行うものとする。

- 2 規則第4条第2項の規定による受理番号等を記載した書面等の作成は、警察署又は交番等において、法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。

(一部改正〔令和2年本部訓令8号・5年2号・6年30号〕)

(遺失届の受理等)

第9条 規則第5条の規定による遺失届の受理は、警察署及び交番等において行うものとする。

- 2 遺失者がシステムを利用して遺失届を行ったときは、警察署において、遺失者がシステムに登録した電磁的記録を紙面に出力し、当該紙面を規則第5条第1項の規定による遺失届出書とみなして受理するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令30号〕)

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第10条 交番等において遺失届を受理したときは、遺失届出書に受理番号を記載するものとする。この場合において、受理番号の取得は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 警察署に、規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を報告するとともに、受

理番号を照会し、取得する方法

(2) システムに、規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を登録し、受理番号を取得する方法

2 第4条第4項の規定は、前項第1号の規定による報告及び照会について準用する。

3 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。

(一部改正〔令和6年本部訓令30号〕)

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第11条 警察署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、地域部通信指令課総合通信指令室に対する手配の依頼及び地域住民への広報その他の必要な措置を講じるものとする。

第12条 削除

(削除〔平成29年本部訓令6号〕)

(システムによる遺失届の有無の確認等)

第13条 物件の提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、システムに必要な事項を登録し、規則第6条第1項の規定による確認を行うものとする。

2 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る規則第31条第1項に定める保管物件届出書（以下「保管物件届出書」という。）の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令6号・令和3年5号・6年30号〕)

第14条 削除

(削除〔平成29年本部訓令6号〕)

(システムによる提出物件の有無の確認等)

第15条 遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録し、規則第7条第1項の規定による確認を行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条

第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

- 3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容を当該他の警察署長に通知するものとする。
- 4 前項の規定により通知を受けたときは、通知された遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
- 5 この訓令に定めるもののほか、システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成29年本部訓令6号・令和3年5号・6年30号〕)

(提出物件の保管)

第16条 警察署においては、提出物件に、当該物件に係る受理番号、受理年月日、拾得物件の種類等を記載した札を付するなど、提出物件であることを明示するとともに、提出物件の亡失、滅失又はき損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条各号に掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、他の種類の物件と区分して管理するなど亡失、滅失又はき損を防止するため特段の措置を講じるものとする。
- 3 前2項の規定は、交番等において提出を受けたときから第6条第1項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。ただし、提出物件が、自転車その他のその形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで保管することその他確実な方法で保管することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、提出物件が交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、当該提出物件の保管について必要な措置を講じるものとする。
- 5 乗車船券、当せん金付証票、商品券その他これに類するものであつて、警察署における保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものについては、価値を維持するための措置として、当該物件の保管期間満了の日までに現金等に引き換えておくことその他価値の維持のために必要な処分を行うものとする。
- 6 現金（記念硬貨等通貨としての価値より他の価値があると認められるものなど、現物を保管することが適切である場合を除く。）及び売却による代金の保管額の合計が、別に定

める金額以上となった場合は、県が指定する金融機関（以下「銀行」という。）に預託するものとする。

（提出物件の保管委託）

第17条 警察署又は交番等において保管することが適当でないと認められる物件については、警察署長の指揮を受けて、当該物件の保管に適する者に当該提出物件の保管を委託することができるものとする。

（提出物件が領置されたとき等の措置）

第18条 提出物件が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第221条の規定により、犯罪者の置き去り物件として司法警察職員に領置されたときは、拾得物件控書の備考欄にその経緯を記載するものとする。

（埋蔵物の提出）

第19条 埋蔵物である提出物件については、当該埋蔵物が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財に該当すると認められるときは、警察署長は、同法第101条の規定により、当該埋蔵物を別記様式第3号の埋蔵文化財提出書を添えて、発見された土地の埋蔵物に係る事務を所管する都道府県の教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の教育委員会に提出しなければならない。

（提出物件の処分）

第20条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又はき損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、通知書を物件の所有権を取得する権利を取得した者（以下「権利取得者」という。）に郵送し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(遺失者が判明したときの措置等)

第21条 規則第18条第1項の規定による通知は、通知書を遺失者に郵送し、又は信書便により送付することにより行うものとする。ただし、提出物件を直ちに返還する必要がある場合等であって、電話等により遺失者に通知したときは、拾得物件控書の備考欄に通知の方法及び経緯を記載するものとする。

2 規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、通知書を提出者に郵送し、又は信書便により送付することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提出者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

4 規則第18条第4項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、通知書を権利取得者に郵送し、又は信書便により送付することにより行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(提出物件の返還、引渡し等)

第22条 警察署における遺失者又は権利取得者に対する提出物件の返還又は引渡しは、執務時間中に警察署会計課長が行うものとする。

2 執務時間外における、提出物件（警察署会計課長が保管する物件を除く。）の返還は、当直責任者が行うことができる。

3 警察署会計課長が保管する提出物件のうち、遺失者が返還を希望し、当該提出物件が次の各号のいずれかに該当し、かつ、警察署長が返還する必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、執務時間外に、当直責任者が返還することができる。

(1) 住居の鍵又は携帯電話等、遺失者の生活に支障をきたす物件

(2) 規則第11条第4号に規定する物件

4 第16条第6項の規定により預託をした現金の遺失者への返還及び権利取得者への引渡し（以下「返還等」という。）は、小切手の振出しによるものとする。ただし、遺失者及び権利取得者の利便のため、別に定める金額の範囲内において、提出物件に係る現金を返還等に充てるものとする。

5 警察署長は、前項の規定により小切手を振り出した場合において、当該振出日より呈示期間の10日間を経過し、更に6か月を経過しても銀行において支払が終わらないものにつ

いては、当該小切手に係る金員を第24条の規定に準じて県の歳入金として納入しなければならない。

- 6 前項の規定による手続終了後に、振出小切手の所持人から当該小切手に係る償還の請求がなされた場合において、調査の結果償還すべきものと認めたときは、警察本部長に報告の上、当該償還に係る手続を執らなければならない。

(一部改正〔平成24年本部訓令16号・令和6年30号〕)

(拾得物件預り書の再交付)

第23条 警察署長は、拾得物件預り書を交付した場合において、当該拾得物件預り書の亡失、破損等により提出者から再交付の申出があったときは、提出者に別記様式第4号の拾得物件預り書再交付申請書を提出させ、拾得物件預り書の上部欄外に「再交付」と朱書して再交付するものとする。

(提出物件の帰属)

第24条 警察署長は、法第37条の規定により提出物件が県に帰属したときは、次に掲げるところにより措置しなければならない。

- (1) 現金(売却による代金を含む。)については、県の歳入金として納入すること。
- (2) 現金以外のものについては、広島県物品管理規則(昭和39年広島県規則第33号)第13条に規定する取得としての受入れに係る手続を執ること。

(事故報告)

第25条 警察署長は、提出物件に関し事故があったときは、速やかにその状況を警察本部長に報告しなければならない。

(警察署長の事務引継ぎ)

第26条 警察署長の交代があったときは、書面により、提出物件及び遺失物関係書類を後任者に引き継ぐものとする。

(検査)

第27条 警察本部長は、毎会計年度1回及び必要があると認めるときは、検査員を命じて遺失物に係る検査を行うものとする。

(本部施設における取扱い)

第28条 第2条第2号に規定する交番に準じて物件の取扱いを行う施設において物件の取扱いを行う警察職員は、当該施設の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受けて物件を取り扱うものとする。

(雑則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関して必要な事項（システムへの登録を含む。）は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成21年12月28日本部訓令第31号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日本部訓令第16号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成29年3月21日本部訓令第6号）

この訓令は、遺失物法施行規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第1号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則（令和2年3月12日本部訓令第8号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和6年10月10日本部訓令第30号）

この訓令は、令和6年10月21日から施行する。

別表（第2条関係）

（追加〔令和6年本部訓令第30号〕）

交番に準じて物件の取扱いを行う施設

施設	対応所属	引継ぎ先
地域部自動車警ら隊東部分駐隊	地域部自動車警ら隊	当該施設を管轄 する警察署
地域部鉄道警察隊	地域部鉄道警察隊	
広島県運転免許センター	交通部運転免許課	
広島県東部運転免許センター		

交通部交通機動隊各分駐隊	交通部交通機動隊	
交通部高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む。）	交通部高速道路交通警察隊	
機動隊庁舎	警備部機動隊	
学校庁舎	広島県警察学校	

様式第1号(第4条関係)

(表)

現金

物品

取扱者
交番・駐在所
警察署
年 月 日
あなたから提出のあった拾得物件を受理しました。
現金受取票 一連番号

切取り線

折り返し線 (山折り)

現金収納袋

透明部分

25.6

18.3

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏)

切取り線		の り し ろ		折り返し線（谷折り）										
一連番号 _____														
受理番号					警察署 交番・駐在所									
受理日時	年 月 日	午前・後	時 分	取扱者氏名										
拾得日時	年 月 日 午前・後 時 分頃				にて拾得									
拾得場所														
拾得者住所・氏名	住所 氏名				電話番号等									
現金	億	千	百	十	万	千	百	十	円	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚
										100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚
物品														
備考														

様式第2号(第7条関係)

同 意 書

遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第2項に規定する，施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者が，直接，警察署長に提出した拾得物件は，同法第13条第1項の規定に基づく施設占有者の提出として同意します。

年 月 日

施設占有者 住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

代表者名

警 察 署 長 様

様式第3号(第19条関係)

年 月 日

教育委員会 様

警 察 署 長 
(課 名)

埋 藏 文 化 財 提 出 書

次の物件は文化財に該当すると認められるので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第101条の規定により、現品を添えて提出します。

- 1 物件の名称（種別）
- 2 発見者の住所及び氏名
- 3 発見した土地又は家屋等の所有者の住所及び氏名
- 4 発見の年月日時
- 5 発見の場所
- 6 発見の原因
- 7 発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日
- 8 備考

様式第4号(第23条関係)

決 裁 者	
-------	--

拾 得 物 件 預 り 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日

警察署長 様

住 所

氏 名

拾得物件提出年月日	年 月 日
拾得物件提出施設	
拾 得 物 件 の 種 類	
亡失，破損等の状況	

別記様式第1号（第4条関係）

（一部改正〔令和6年本部訓令30号〕）

様式第2号（第7条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和2年8号・3年5号〕）

様式第3号（第19条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和2年8号〕）

様式第4号（第23条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和2年8号・3年5号〕）